

流山市水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年流山市条例第19号) 新旧対照表

改正後	改正前
○流山市水道事業の設置等に関する条例	○流山市水道事業の設置等に関する条例
昭和43年3月25日 条例第19号	昭和43年3月25日 条例第19号
改正 昭和43年12月20日条例第46号	改正 昭和43年12月20日条例第46号
昭和44年12月18日条例第35号	昭和44年12月18日条例第35号
昭和46年6月25日条例第39号	昭和46年6月25日条例第39号
昭和47年3月30日条例第15号	昭和47年3月30日条例第15号
昭和47年9月27日条例第35号	昭和47年9月27日条例第35号
昭和48年3月30日条例第21号	昭和48年3月30日条例第21号
昭和48年9月29日条例第35号	昭和48年9月29日条例第35号
昭和48年12月24日条例第47号	昭和48年12月24日条例第47号
昭和49年6月24日条例第38号	昭和49年6月24日条例第38号
昭和50年7月5日条例第35号	昭和50年7月5日条例第35号
昭和56年9月18日条例第31号	昭和56年9月18日条例第31号
昭和56年12月25日条例第35号	昭和56年12月25日条例第35号
昭和57年3月31日条例第18号	昭和57年3月31日条例第18号
昭和58年3月31日条例第11号	昭和58年3月31日条例第11号
昭和61年9月24日条例第25号	昭和61年9月24日条例第25号
昭和63年3月30日条例第11号	昭和63年3月30日条例第11号
平成元年3月29日条例第12号	平成元年3月29日条例第12号
平成3年3月29日条例第8号	平成3年3月29日条例第8号
平成12年10月2日条例第20号	平成12年10月2日条例第20号
平成14年3月27日条例第15号	平成14年3月27日条例第15号
平成14年12月18日条例第30号	平成14年12月18日条例第30号
平成23年12月21日条例第31号	平成23年12月21日条例第31号
平成24年3月30日条例第14号	平成24年3月30日条例第14号
平成26年 月 日 条例第 号	平成24年3月30日条例第14号

改正後	改正前
<p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水、その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、流山市の区域（前ヶ崎の一部を除く。）及び松戸市根木内の一部の区域とする。</p> <p>3 給水人口は、182,000人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、58,900立方メートルとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定により水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため水道局を置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価額（適正な対価を得て売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償</p>	<p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水、その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、流山市の区域（前ヶ崎の一部を除く。）及び松戸市根木内の一部の区域とする。</p> <p>3 給水人口は、182,000人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、58,900立方メートルとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定により水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため水道局を置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価額（適正な対価を得て売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償</p>

改正後

Ⓐで資本金に組み入れ、なお残額があるときは、減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てる。

- 2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。
- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
 - (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
 - (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- 3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合においては、前項各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第9条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩して処分することができる。

3 前項の規定により資本剰余金を処分した場合において、その処分した後の額の20分の1の額を資本金に組み入れることができる。

4 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

改正前

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合においては、前項各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第9条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩して処分することができる。

3 前項の規定により資本剰余金を処分した場合において、その処分した後の額の20分の1の額を資本金に組み入れることができる。

4 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

改正後	改正前
<p>この条例は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和43年12月20日条例第46号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中東部水道に係る事項については、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和44年12月18日条例第35号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和46年6月25日条例第39号)</p> <p>この条例は、昭和46年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和47年3月30日条例第15号)</p> <p>この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和47年9月27日条例第35号)</p> <p>この条例は、昭和47年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年3月30日条例第21号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年9月29日条例第35号)</p> <p>この条例は、効力の生じた日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年12月24日条例第47号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和49年6月24日条例第38号)</p> <p>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和50年7月5日条例第35号抄)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示のあった日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和56年9月18日条例第31号)</p>	<p>この条例は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和43年12月20日条例第46号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中東部水道に係る事項については、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和44年12月18日条例第35号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和46年6月25日条例第39号)</p> <p>この条例は、昭和46年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和47年3月30日条例第15号)</p> <p>この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和47年9月27日条例第35号)</p> <p>この条例は、昭和47年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年3月30日条例第21号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年9月29日条例第35号)</p> <p>この条例は、効力の生じた日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年12月24日条例第47号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和49年6月24日条例第38号)</p> <p>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和50年7月5日条例第35号抄)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づく告示のあった日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和56年9月18日条例第31号)</p>

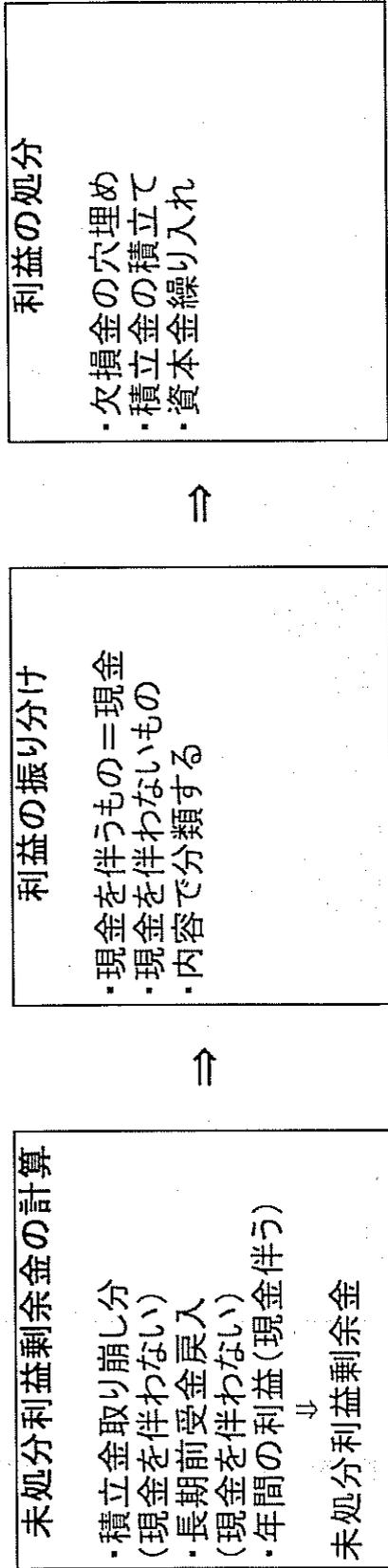
改正後	改正前
<p>この条例は、昭和56年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和56年12月25日条例第35号)</p> <p>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和57年3月31日条例第18号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和58年3月31日条例第11号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和61年9月24日条例第25号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和63年3月30日条例第11号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成元年3月29日条例第12号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成3年3月29日条例第8号)</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年10月2日条例第20号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年10月31日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年3月27日条例第15号)</p> <p>この条例は、厚生労働大臣の認可があった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年12月18日条例第30号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年12月21日条例第31号)</p> <p>この条例は、平成24年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年3月30日条例第14号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>この条例は、昭和56年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和56年12月25日条例第35号)</p> <p>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和57年3月31日条例第18号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和58年3月31日条例第11号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和61年9月24日条例第25号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和63年3月30日条例第11号)</p> <p>この条例は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成元年3月29日条例第12号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成3年3月29日条例第8号)</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年10月2日条例第20号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年10月31日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年3月27日条例第15号)</p> <p>この条例は、厚生労働大臣の認可があった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年12月18日条例第30号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年12月21日条例第31号)</p> <p>この条例は、平成24年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年3月30日条例第14号)</p> <p>(施行期日)</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第8条及び第9条の規定は、平成23年度以後の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金について適用し、平成22年度以前の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成26年3月 日 条例第 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第8条第1項の規定は、平成26年度以後の水道事業会計の決算に係る利益について適用し、平成25年度以前の水道事業会計の決算に係る利益については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第8条及び第9条の規定は、平成23年度以後の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金について適用し、平成22年度以前の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金については、なお従前の例による。</p>

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

1 利益の処分までの流れ

利益は、会計基準の見直しにより、次の3つの段階で処理を行う必要があります。



2 利益等の内容(例)

利益等の内容を下記の金額と仮定します。

(1) 減債積立金取り崩し額	10,000,000円	} 以上の額と仮定して計算
(2) 建設改良積立金の取崩し額	10,000,000円	
(3) 長期前受金戻入額	200,000,000円	
(4) 年間の利益	10,000,000円	
(5) 前年度から繰り越した欠損金	10,000,000円	

3 利益の処分(改正前)
(利益の振り分け後)

現金を伴わない利益 220,000,000円
現金 10,000,000円

(現行条例の規定)

前事業年度から繰り越した欠損金
↓
当該利益をもってその欠損金を埋め
↓ 残額
補填残額の20分の1を下らない
額を減債積立金又は建設改良積
立金として積み立て(減債積立金
が基本)
↓ 残余の額
利益積立金に積み立て

利益積立金
209,000,000円

(結果)

欠損金 10,000,000円
減債積立金 11,000,000円

⇒ (220,000,000円の20分の1)

差額

⇒ 1,000,000円 ⇒

(現金を伴わない減債積立金)

※そのまま使用できない

4 利益の処分(改正後)
(利益の振り分け後)

現金を伴わない利益 220,000,000円
現金 10,000,000円

(改正後の条例の規定)

前事業年度から繰り越した欠損金

↓

当該利益をもってその欠損金を埋め

↓ 残額

毎事業年度に生じた未処分利益剰余金のうち、減債積立金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相当する額、建設改良積立金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相当する額及び当該年度に発生した長期前受金戻入の額に相当する額の合算額を超えない範囲で資本金に組み入

⇒

↓ 残額

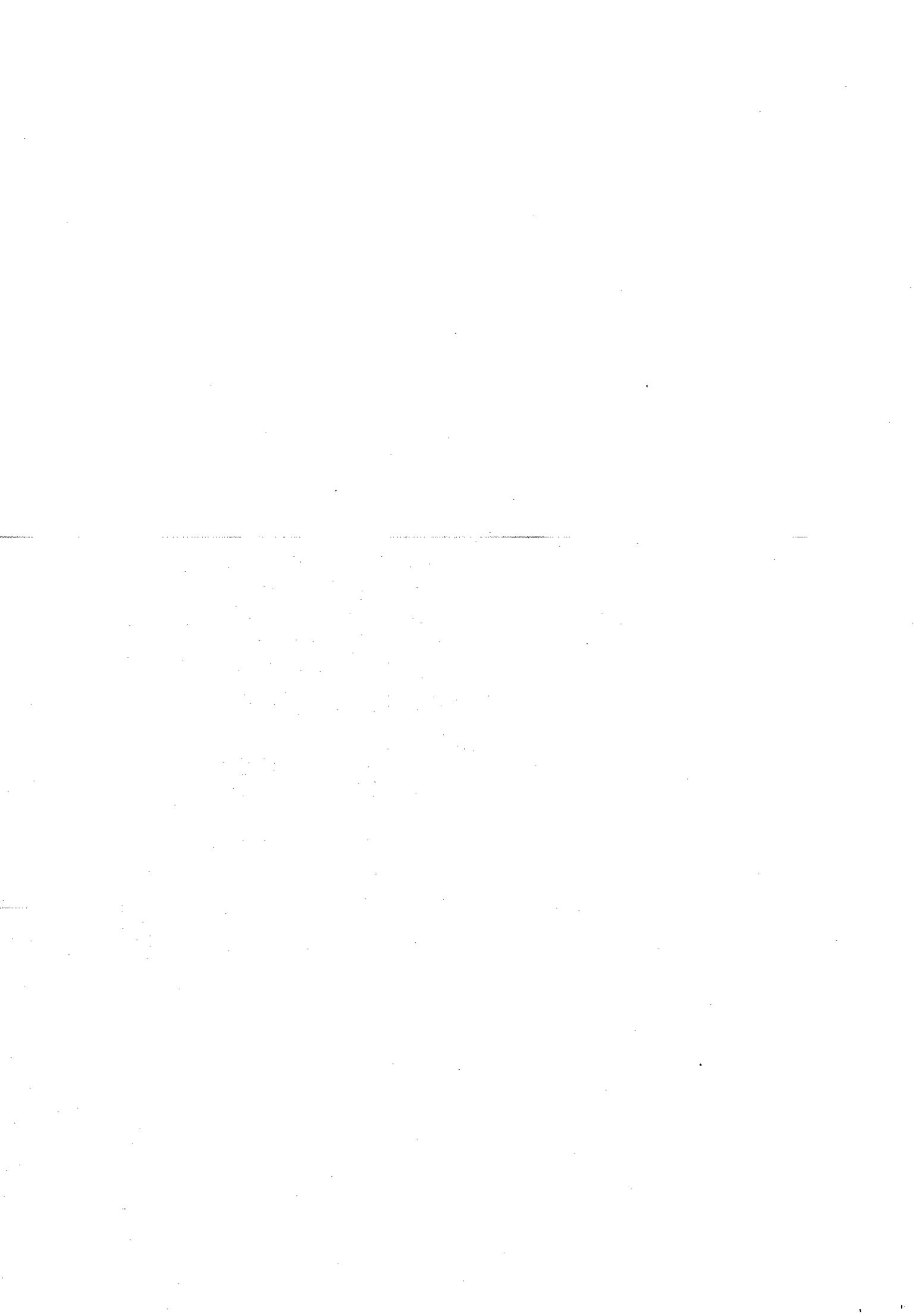
減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立て(減債積立金が基本)

現金 10,000,000円

← 同額 ⇒

(結果)

欠損金 10,000,000円
資本金 210,000,000円
減債積立金 10,000,000円



【会計制度の見直し】

①借入資本金の区分変更

資本の部 ➡ 負債の部

②みなし償却の廃止

資産取得費のうち自己資金で負担した部分のみ減価償却



資産取得費すべてが減価償却の対象

③引当金の計上義務付け

貸倒引当金・賞与引当金・退職給付引当金・修繕引当金

1

① 借入資本金の区分変更

現行		改正
(単位:千円)		(単位:千円)
負債の部		負債の部
4 固定負債		4 固定負債
(1) 引当金		(1) 引当金
〇〇〇		〇〇〇
5 流動負債		(2) 企業債 9,735,434
(1) 〇〇〇		5 流動負債
(2) 〇〇〇		(1) 企業債 483,175
		(2) 〇〇〇
		(3) 〇〇〇
資本の部		資本の部
6 資本金		6 資本金
(1) 自己資本金		(1) 自己資本金
〇〇〇		〇〇〇
(2) 借入資本金		
企業債 10,218,609		

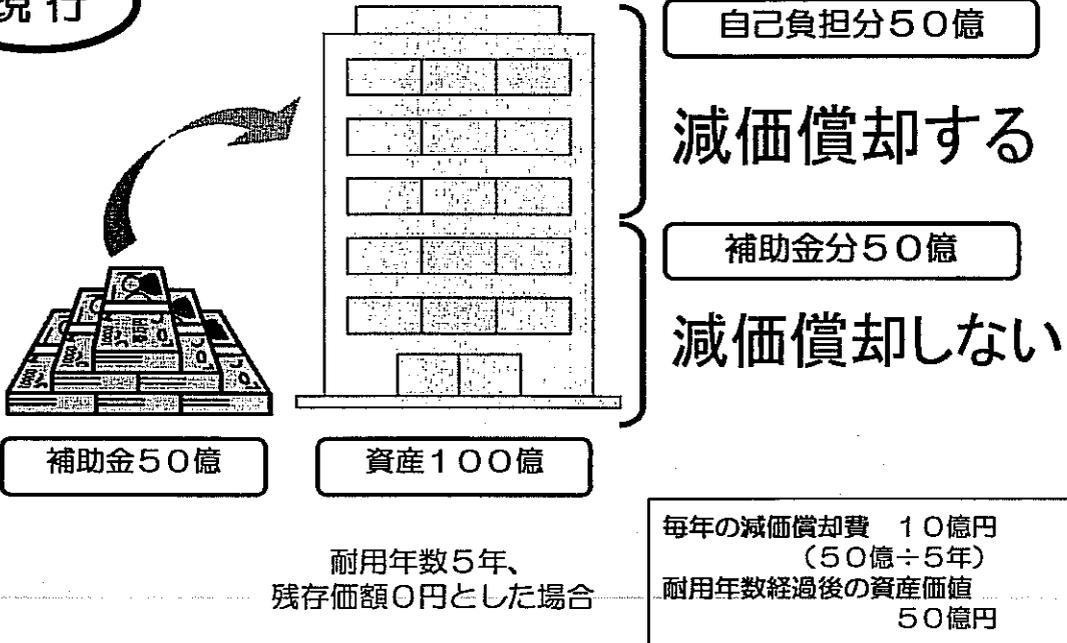
1年以内
1年超

1年以内に返済期限が到来するかによって振り分け

2

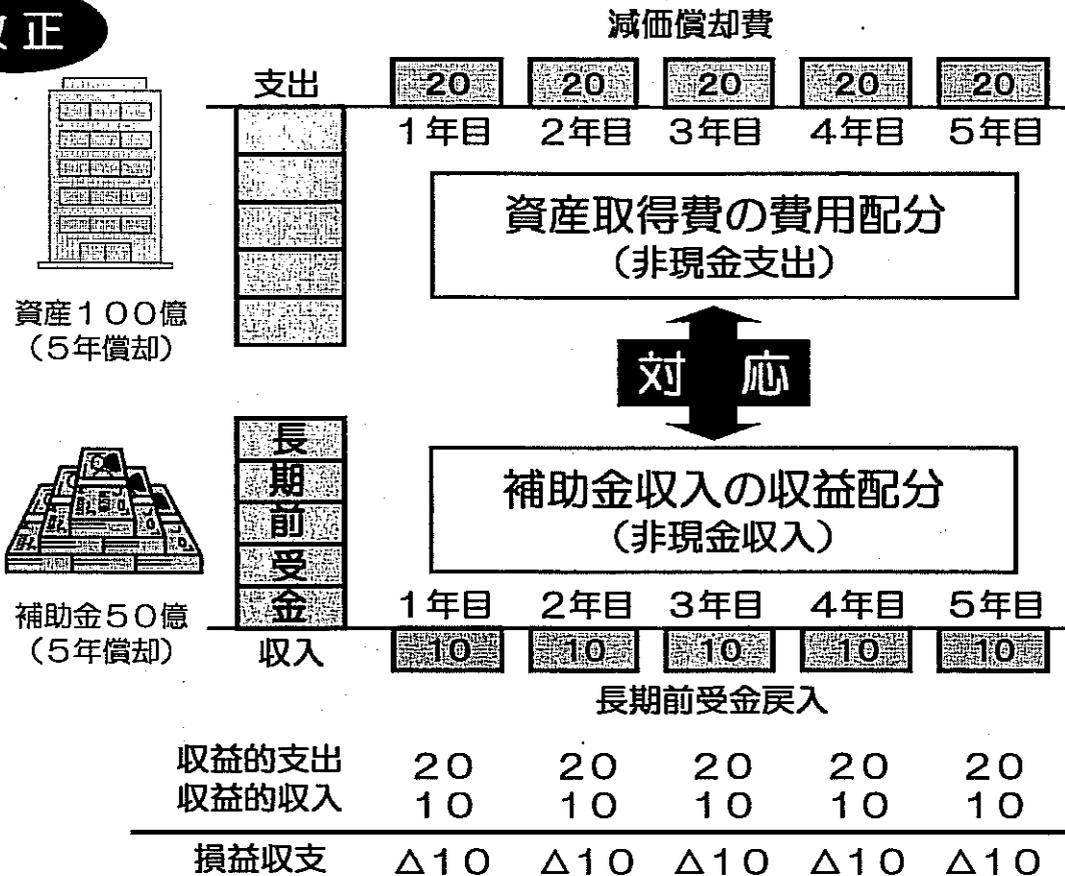
② みなし償却の廃止

現行



3

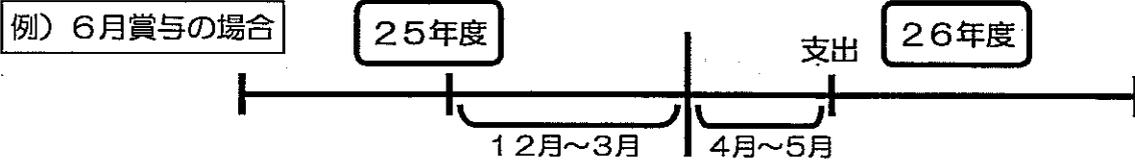
改正



4

③ 引当金の計上義務付け

引当金とは・・・①将来の費用又は損失で、
②その発生が当期以前の事象に起因し、
③発生の可能性が高く、
④その金額を合理的に見積もることができる場合に
当期の負担に属する金額を費用または損失として計上するもの



現行 6月賞与の全額が26年度の費用

改正 6月賞与のうち、12月~3月の勤務分は25年度の費用
4月~5月の勤務分は26年度の費用

引当金の種類：貸倒引当金、賞与引当金
退職給付引当金、修繕引当金

改正後

ある場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後
は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
(4) 現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

改正前

ある場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後
は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

改正後

改正前

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手若しくは当該関係にある相手であった者からの同条に規定する暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

改正後	改正前
<p>起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>	<p>3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>